



●敷金 250,000円

尚、上記の敷金はサービス利用にかかる利用者負担金の滞納時の保証金及び退去時の修繕費としても充当させていただきます。また退去時、修繕費等を差し引いた敷金を返却します。

●介護保険適用時の1日当たりの単位及び自己負担額 ※それぞれの費用負担割合に応じた日額となります

★ 大津市 の地域区分： 5級地 / 10.45 を掛け率として算出しています。

○基本算定分

算定名称	[介護予防]認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)						入院時費用
要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	一律
単位数	745	749	784	808	824	840	246
1割負担額	779円	783円	820円	845円	861円	878円	257円
2割負担額	1557円	1566円	1639円	1689円	1722円	1756円	514円
3割負担額	2336円	2349円	2458円	2533円	2583円	2634円	771円

○毎月算定をさせていただく加算など

算定名称	初期加算 (入居後、並びに1月以上の退院後、30日)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	—	—	—	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
単位数	30	6				11.1%	2.3%
1割負担額	32円	7円				1月の合計単位数に上記比率を乗じた単位数を算定させていただきます。	1月の合計単位数に上記比率を乗じた単位数を算定させていただきます。
2割負担額	63円	13円					
3割負担額	94円	19円					

※30日間ご利用頂いた場合の試算(初期加算を含めない形での試算)

要介護度	[介護予防]認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	加算合計単位数	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 11.1%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2.3%	合計単位数	介護報酬総額 地域区分/5級地 10.45	おおよその1割負担分	おおよその2割負担分	おおよその3割負担分
要支援2	22,350	180	2,501	518	25,549	266,987	26,699	53,398	80,097
要介護1	22,470	180	2,514	521	25,685	268,408	26,841	53,682	80,523
要介護2	23,520	180	2,631	545	26,876	280,854	28,086	56,171	84,257
要介護3	24,240	180	2,711	562	27,693	289,391	28,940	57,879	86,818
要介護4	24,720	180	2,764	573	28,237	295,076	29,508	59,016	88,523
要介護5	25,200	180	2,817	584	28,781	300,761	30,077	60,153	90,229

●入居費(1日あたり)

日額	内訳	
5300円 /日	食費 ※2	1450円
	家賃	2800円
	水道光熱費	650円
	管理費	400円

→

食費内訳	
朝食	230円
昼食	550円
夕食	550円
おやつ	120円

●その他費用

- ・オムツ代、理美容代、個人消耗品代
- ・医療費は在宅時と同じ条件となります。医療保険利用のため一部負担金が必要となります。
- ・個別契約(新聞等)における費用
- ・レクリエーション、クラブ活動費用
- ・特別な嗜好品等の購入費
- ・複写費用

★1月の利用金額の目安 ※要介護2、1割負担、30日間ご利用の場合として

介護保険ご負担分 /	28086円	合算 197086円
30日分の入居費 /	159000円	
その他費用(仮として) /	10000円	

※介護度や負担割合、食事の摂食状況、オムツ利用代などで変動します

- ◆入居期間中に入院された場合または外泊期間は家賃、水道光熱費、管理費の請求となります。
- ◆介護保険関連法の改正等で料金変更の場合は、事前に説明、ご了承頂きます。
- ◆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更すると共に、事前に説明、ご了承頂きます。
- ◆法定代理受領サービスを利用できず償還払いとなる場合には、一旦、利用料を全額自己負担して頂き、サービス提供証明証を発行させていただきます。
- ◆平成30年8月1日から65歳以上の方で一定以上の所得がある場合その額に応じ、介護保険サービス費の2~3割をご負担頂くこととなっております。お手元の介護保険負担割合証をご確認の上、事業者にご提示をお願いします。
- ◆保険適用外部分の料金変更は、1ヶ月以上前までに文書で通知すると共に、事前に説明、ご了承頂きます。
- ◆加算項目などの取得条件などについては裏面をご参照願います。

認知症対応型共同生活介護費 算定単位の種類

算定名称	単位数	説明	
● 初期加算	30 単位/日	入居時、並びに1月以上の入院後に30日を限度として算定させて頂く加算です。	
● 入院時費用	246 単位/日	入院時に1か月あたり6日まで、3か月で累計12日まで算定させて頂く加算です。	
看取り介護加算（1）	144 単位/日	看取り支援日以前4日以上30日までの間に算定させて頂く加算です。	
看取り介護加算（2）	680 単位/日	看取り支援日以前、2日または3日の間に算定させて頂く加算です。	
看取り介護加算（3）	1280 単位/日	看取り支援日当日に算定させて頂く加算です。	
医療連携体制加算（Ⅰ）	39 単位/日	看護師との連携やオンコール体制、重度化指針などの要件により算定される加算です。	いずれかの算定となります
医療連携体制加算（Ⅱ）	49 単位/日	上記（Ⅰ）に加え、看護職員の配置、医療支援の実施実績が必要となる加算です。	
医療連携体制加算（Ⅲ）	59 単位/日	上記（Ⅰ）に加え、看護師の配置、医療支援の実施実績が必要となる加算です。	
退去時相談援助加算	400 単位/日	退去後の相談援助、またそれに付随する文章での情報提供時に算定可能な加算です。	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位/日	ご利用者の自立度に応じ、認知症介護実践リーダーを配置している場合に算定可能な加算です。	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位/日	ご利用者の自立度に応じ、認知症介護指導者を配置している場合に算定可能な加算です。	
生活機能向上連携加算（1月）	200 単位/月	理学療法士などの訪問を仰ぎ計画作成担当者とともに生活機能アセスメントを行い、その計画書を立てることで算定可能な加算です。	
口腔衛生管理体制加算（1月）	30 単位/月	介護職員が歯科衛生士より口腔ケアに係る技術的助言や指導を受けている場合に算定可能な加算です。	
栄養スクリーニング加算（1回/6月）	5 単位/回（6月に1回）	利用者の栄養状態を確認し、医師等の相談提言を含む情報を計画作成担当者と共に算定可能な加算です。	
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	65歳未満の若年性認知症の方を受入れ、担当を定め支援を行った際に算定できる加算です。	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位/日	従業員のうち、介護福祉士の資格保有者が60%を超える場合に算定できる加算です。	いずれかの算定となります
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位/日	従業員のうち、介護福祉士の資格保有者が50%を超える場合に算定できる加算です。	
● サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位/日	従業員のうち、常勤者が75%を超える場合に算定できる加算です。	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位/日	従業員のうち、3年以上勤務している職員が30%を超える場合に算定できる加算です。	
● 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の 111/1000	※各種要件を満たした場合に、介護職員の賃金改善に充てるために算定させて頂く加算です。	いずれかの算定となります
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位の 81/1000	※各種要件を満たした場合に、介護職員の賃金改善に充てるために算定させて頂く加算です。	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位の 45/1000	※各種要件を満たした場合に、介護職員の賃金改善に充てるために算定させて頂く加算です。	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の 31/1000	※各種要件を満たした場合に、技能・経験のある介護職員の賃金改善に充てるために算定させて頂く加算です。	いずれかの算定となります
● 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位の 23/1000	※各種要件を満たした場合に、技能・経験のある介護職員の賃金改善に充てるために算定させて頂く加算です。	



処遇改善加算は、基本単位と加算単位を合計し、設定比率を乗じた単位数を算定させて頂きます